

議会改革特別委員会会議録

開閉日時 令和5年11月7日(火) 午前10時27分～午前11時44分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

1番 橋本 友樹、 3番 神谷 直子、 5番 野々山 啓、
6番 今原ゆかり、 7番 福岡 里香、 8番 岡田 公作、
9番 長谷川広昌、 10番 北川 広人、 11番 鈴木 勝彦、
12番 柴口 征寛、 13番 倉田 利奈、 14番 黒川 美克
オブザーバー

議長(4番) 杉浦 康憲、 副議長(2番) 荒川 義孝

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

なし

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

1 政務活動費に係る運用基準等の見直しについて

(1) 前回(第39回)委員会で提出された意見に対する意見

(2) 運用基準の見直しについて

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。

よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件については委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の鈴木勝彦委員を指名いたします。

本日の案件は、御手元に配付されております付議事項のとおりです。

《議 題》

1 政務活動費に係る運用基準等の見直しについて

(1) 前回(第39回)委員会で提出された意見に対する意見

委員長 前回の議会改革特別委員会において各会派から提出された検討が必要とされた意見、電子書籍についてと、サブスクリプション、サブスクについて、そして、備品についての各会派の考えと運用基準の文言等の見直しが必要な箇所について事前に回答いただきました。ありがとうございます。

御回答いただきました会派の意見はタブレット載せてありますので既に御確認いただいているかと思えますけれども、ここで新政会さんについては、締切りまでに提出がありませんでしたので資料には掲載しておりませんことを申し添えておきます。

それではまず、1、電子書籍についての協議をお願いいたします。

電子書籍については、回答していただいた全ての会派で充当可とする御意見

でありましたが、運用基準に電子書籍の文言を載せるか否かで意見が分かれております。

このことについて各会派の御意見をお願いいたします。

意見なし

委員長 御意見がございますか。

意（13） 電子書籍ということでこの間お話があってほかの会派を見ると、書籍購入等のところに括弧で電子を入れるとあってあるんですけど、今後やはりどんどんどんどん紙媒体で出てくるものは減ってきます。そういう中で、書籍だけではなくて新聞もそうですし、それから地図も今CDであったり電子版にどんどんどんどん変わりつつあるということで、私はもう全てにおいて括弧電子版も含むということでさせていただきました。

書籍だけではないよっていうところでこのような表現方法のほうがいいのではないかということで、全てにおいて今後は電子版も含むということでやったほうが今後またいろんなこと、時代が変わって地図もそのうち紙もなくなっちゃうんじゃないかというような状況もありますので、そういったことも含めて電子版を含む、ここに新聞も入っておりますので電子版も含むということで、全てにおいての電子版を含めてということでもいいのではないかと考えております。

委員長 ほかに。

意（11） 今回、委員長のほうからお話がありました電子書籍についてということで出させていただいたものですから、今の御意見もそれぞれ検討していかなきゃいけない部分があるかと思えますけども、今回の場合は、この電子書籍についてということだけで絞っていただきたいと思えますので、私ども市政クラブは電子書籍も加えてほしいということでお願いしたいと思えます。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 委員長から申し上げますけど、少しお伝えの仕方が悪かったのかなと
いうことを思っています。というのは何かというと、書籍の購入、これに関して
当然いろいろなパターンが今あるわけですね。そうすると、例えば今書籍を政
務活動費で買うとなると、領収書とこういう本を買いましたっていうことを事
務局に提出して、それでもうオーケーが出るわけじゃないですか。それと同じ
レベルの電子書籍についてはどうですかっていう聞き方なんですよ、ここの場
面は。というのは、例えば新聞だとか地図だとかそういったものなんかは、定
期購読みたいな、いわゆるサブスクみたいな取扱いになってしまったりとか、
それから、自動更新みたいな、地図なんか自動更新で今やってる場面もありま
すので、それも結局定期購読みたいなお金の取り方をされるということも考えら
れます。

そうすると、電子書籍という扱いで全部言うと、取扱い方、その買い方をど
うするのっていうことを決めなければ一切ここに載らないんですよ。

だからここの場面でいう電子書籍っていうのは、あくまで1冊の電子書籍を
一定額で買ったというものの意味の電子書籍ということでお聞きをさせていた
だいたんですけど。だから、反対にその下にサブスクについてはどうしましょ
うかってことはまた別につくってあるわけです。今、伝え方が悪かったんで申
し訳ないですけども、そういう意味でいった場合に、皆さん方、今後、御意見
として、多分今鈴木勝彦委員はそういう意味で言われたということだと思います
けども、ちょっとほかの方に上手に伝わってなかったかもしれないので私のほ
うからちょっと補足をさせていただきます。

今の書籍、通常の紙の書籍と同じ買い方をするもの、電子版において。それ
についていかがですかという問いだと思って御意見があれば、お答えをいただ
ければと思いますけども。

倉田委員、よろしいですかね。すいません、私聞き方が悪かったので。

意(13) ちょっと私意味がよく分からなくって、今の委員長のおっしゃって
ることも。今、委員長がおっしゃってるのは、書籍のみで考えてほしいって
いうことなのか、ちょっと私ごめんなさい、よく分かってないんですけど。私と
しては、サブスクのこともあるもんですから、サブスクってほとんどもう新聞

とか雑誌とか地図とかいろんなものが今サブスクで出ていて、それが全部電子版になってるものですから、そうなる私はもう両方とこれ括弧で電子版も含むとすれば、もうサブスクもできるっていう意味に捉えられて両方可になるのかなっていうところも含めて、私は電子版も含むということにさせていただいたんですね。

なので、そこだけ変えればサブスクも電子書籍についても全てここで網羅されると思っておりましたので、そういう意味で、こういう書き方のほうがいいんじゃないかということで、改正案のほうを書かせていただいたというところなんです。

委員長 今言われた意味合いは、倉田委員が書かれた意味合いは分かりましたけども、私が言ってるのは、そのサブスクというものに対しての考え方。サブスクは結局この契約期間が例えば1年っていうことになると、そうすると我々の任期から外れてしまう場面、その部分はどうするのかとか、あるいは、例えば書籍だとか地図だとか新聞だけではありません。サブスクっていうのは、例えば、マイクロソフトの365だとか、俗に言うワードとかエクセルだとかいったものもそれに含まれてきます。そういったものなんかは、果たして個人的な流用は一切ないのかという話にもなると思うんです。

だから、要は議員が幾ばくか負担をしなきゃいけないんじゃないかと。そういうのも考えられますよね。それはその議論が終わらないとそこに入っていくけないんで。

で、私が考えたのは、書籍を単純に購入する、と電子版を購入するというのだけに分ければ、これはすぐにオーケーという話で済むことかなと。要は、紙版と電子版があって、私は紙版を選びました、私は電子版を選びましたというだけの差じゃないですか。だからそういう分け方をしたほうがいいんじゃないかということで、そういうお聞きの仕方をさせていただいたわけです。

意味分かっていただきましたか、取りあえず。分かりましたか。

意(13) 意味は分かったんですけど、そうなった場合の改正案っていうのがどういう形か分からなくて。委員長は市政クラブなので市政クラブでいくと、これは書籍なので変更する必要ないっていうことなので、変更なしでこのまま

電子書籍も可とするっていうことで申合せみたいな形にして、特にここには入れずにそのままいくっていう理解でいいんですか。

意(11) 市政クラブから説明させていただきます。委員長も市政クラブですので一緒になって議論を進めてきたところでもありますけども、先ほど委員長が言いましたように、書籍に関しては単品であるものですから、これに関しては、領収書等が単純に出てきますのでこれはこれでいいんじゃないかと。

ただ、今言ったようにサブスクっていろいろ年度をまたぐときもあるでしょうし、いろいろ領収書との区別、あるいは私的に利用した、政務で使用した、その筋目が少し分かりにくいということで、これは別に議論したほうがいいという結論になっておりますので、今後、この部分についてはしっかり議論をしていきながら、書籍についてはオーケーだけでも、今言ったようにサブスクについては、もう少し皆さん方の御意見を伺って進めていったらどうかという結論に達しましたので、お願いします。

だから、倉田委員のおっしゃることも分からないことはないですけども、はじめというか、区切りといいますか、そこをどうしていっていけばいいのか、そういうところもしっかり議論をしていく必要があると感じておりますので、今後の議論の中に含めていただければと思っております。

意(13) 私ちょっとよく分からないんですけど、今の鈴木勝彦議員の話だと、サブスクは今後議論するっていうことですかね。

だけどこれ市政クラブさん可って書いてあるんですね。充当可って書いてあって、現行の運用基準を見ると、事務費として利用するものなのでこちらも変更なしって書いてあるので、ちょっとこの辺もよく分からないんですよ。

私はだからもうサブスクも、結局サブスクってほとんどみんな電子版になっちゃうので、だったらいっそのこと全部電子版に、サブスクもオーケーだったら変えればいいのかと思うんですけど、今の話、何かごめんなさい、この書かれてるのと、今、鈴木勝彦議員がおっしゃったのが私ちょっと違うような感じがするんですけど、どうなんですかね、市政クラブさん。

意(11) サブスクというのものなかなか便利な利用方法ができるかと思っておりますけども、反面、利用の仕方というのもこれは基準があるかと思っておりますので、そ

ういったソフトの利用、アプリの利用というものをしっかり検討していきながら、今言ったように含めたらどうかという御意見ですけども、それも含めた御意見を議論していかなきゃいけない、そういう場面、新しい場面に来たなどというふうに感じておりますので、いろんな意見があろうかと思っておりますので、今回はこの電子書籍については単品で私は可としていいと思っておりますけども、今のサブスク等の許容範囲、利用範囲というのが、どうしたらそれに当てはまるのか、十分検討する必要があるのではないかと感じておりますので、今後の議会改革の議案の一つとして取上げていただければと思っております。

意（14） 今の話、このやつを見させていただきますと、公明党さんも電子書籍と書籍の購入費、2つ書いてありますし、それから共産党さんが電子というのが1つ書いてあって、それから高志クラブさんも書籍購入と電子書籍購入って書いてありますので、僕は別に公明党さんや高志クラブさんが言ってるように電子書籍というのを1つ入れればそれでいいじゃないかと。

それから、サブスクのほうも高志クラブさんは、書籍購入費だとか電子書籍購入費だとかそういった形で書いてありますので、僕は高志クラブさんの意見に賛成です。

意（9） 今まで聞いていて、清風会としてはこちら提出させていただいてるとおり電子書籍については単純なものの考え方で、今まで単品で書いてたものを単に電子にすると。

サブスクについては、こちら実態によるって書かせてもらったんですけど、先ほど市政クラブさんがおっしゃったようにいろいろなやっぱり使い方があると思うので、そこはしっかりとやっぱりもっと議論してから決めないと今後ちょっといろんな問題が起きるといけないので、もう少し議論はしていったほうがいいのかと考えてます。

委員長 ほかに御意見のある方いらっしゃいますか。

意 見 な し

委員長 それでは、電子書籍について、通常の書籍と同等の扱いで購入するも

のということに関しては、皆さん、これを可とするという御意見でよろしいんですか。よろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それ以外の購入方法の場合は、まださらに議論が要ということで、現状の紙による書籍と同等の買い方ができる電子書籍については、オーケーということで御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 では、そのように決定をさせていただきます。

資料購入費の充当可能経費に電子書籍を加えるということでもよろしいですね。

異 議 な し

委員長 それでは、運用基準は特に変更しないということでもよろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、加えて運用基準は特に変更しないことで御意見がまとまったということにさせていただきます。

次に、サブスクリプションについての協議をお願いしたいと思います。

この件については意見が分かれておりますので各会派の御意見の発表をお願いしたいと思います。

それでは、まず市政クラブさん。

意（11） 先ほどから何遍でもお話してありますけども、これは運用基準がいろんな使い方があるかと思っておりますので、その使い方によってそれぞれこれほど

うしたらいいのかというのを検討しなきゃいけないと思いますので、これも一つの利用方法としてこれからこういうスタイルが進んでいくかだと思いますので、今後の議題の一つに加えていただければと思いますけども。よろしくお願ひしたいと思います。

委員長 それでは、続きまして公明党さん。

意（５） 公明党としましても、この資料購入費というふうに区分が分かれているんですけども、サブスクで購入するというより、利用するという事ですので、この区分の内容をまた一度ちょっと検討したほうがいいのではないかなというふうに考えておりますが、ワードやエクセルなどの議会資料等は、アイパッドを用いて利用していきたいというふうに考えていますので、そういった場合、サブスクを利用して使っていきたいなというふうには考えております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして日本共産党さん。

意（１２） 文書とか資料の作成の効率化のためという、私も今、個人的に使っているんですけども非常に便利なもので、ぜひ取り入れていただければと思っております。区分として資料の作成に当たるものですから資料作成費の中に入れていただければいいのかなと思っております。

委員長 続きまして、高志クラブさん。

意（８） ちょっと今皆さんの話聞いてたら、ちょっとサブスクが曖昧な部分があるんで、今後、他自治体の状況を確認しながら検討していくほうがいいのかなと思いました。

委員長 続きまして高浜市民の会さん。

意（１３） やっぱり今新聞とか雑誌とか地図とかもいろいろサブスクがありますので、それはもう可にしていけないと逆にもう紙ベースがなくなってしまって欲しい資料が紙でとれないということが出てきますので、私はもちろんこれは可でいいと思うんですけど。ただ、私はまず資料の購入費のほうとして先ほども言ってるように新聞とか雑誌とか書籍とか地図、こういうのは私は電子版を含むということでやったほうがいいと思いますし、先ほど言ってるワ

ードとかエクセル、そうした基本的なものについてはもちろん必要だと思いますので、それについてもそれをどこに入れるかっていうことは別として、別に政務活動費で利用すればいいと思います。あと細かいいろんなアプリとかすごくあると思うんですけど、そういうものについては、結局、この書籍とか雑誌とか新聞とか地図とかこういった今資料購入費として出されてるような類いのものについては私は別にいいのかなと思うんですけど、その他のものについてはなかなかちょっとどういうものが必要なのかなっていうのが具体的によく分からないので、具体的にこういうものがあるといいですよっていうものをほかの議員の方からお示しいただければ、それについて検討したいと思います。

以上です。

委員長 次に、清風会さん。

意（９） サブスクについては基本的には可でいいと思うんですけど、先ほどいろいろおっしゃられた意見等を踏まえると、やっぱり実態によっていいものと悪いものとか購入方法の仕方とか、あと、これは議員において使ってるのか個人において使っているのかとかの配分基準とかも曖昧な部分が恐らく出てくると思うので、その辺をやっぱりしっかりと決めてから運用していただきたいなと思ってます。

委員長 次に、凛々会さん。

意（７） ちょっと私勘違いしていて、勘違いというか知らないところがあって、前回私新聞の電子版っていうのを案を出したんですけど、普通に新聞が政務活動費で購入できるってことを知らなくて、毎日新聞以外は新聞さえとってれば電子版がとれるっていうことも分かったので、ちょっとここは書いてることがちょっとあまり、ごめんなさい、意味がなくなってしまったんですけど、でもそれ以外のサブスクも必要となってくると思うので、購入費みたいな感じで、資料作成購入費というので入れていったらいいかなと思うのと、私間違えて運用基準のところにも電子書籍系のことについて書いてしまったんですけど、ちょっといろいろ調べたら、今まで領収書しか駄目なんですけど、この毎日新聞に関してはお支払明細しか出せないというふうに書いてあって、そういう場合もあるからそこを入れないと、今後そういう何か事務局さんに出すと

きに出せなくなってしまうというか証明するものがなくなってしまうのかなって思って、ごめんなさい、こちらに入れてしまいました。

委員長 ありがとうございます。

各会派の御意見について質疑とか意見とかございますか。

意（13） このサブスクについては、提案されたところ、市政クラブさんだっただと思うんですけど、具体的にどういうものを考えてみえるのかについて教えていただけたらと思います。

意（3） このサブスクリプション、私、アプリとかソフトだけを考えてたんですけど今話を聞いてると、アプリとかソフト、新聞や資料、地図ですね。両方ともサブスクリプションって言えば両方とも同じなので、一度皆さん、両方とも書かれてるところもありますし、言葉で補われてるところもありますけど、一度これ持ち帰って、アプリとかソフトと、資料を作成するために使うもの、その事務的な経費、資料として購入するものと両方別々で考えていくのか一緒に考えていくのかっていうのを一度持ち帰って考えてきたほうがいいと思うんですけど、いかがでしょう。

委員長 分かりました。

意（13） 意味は分かるんですけど、例えばアプリとかソフト、さっきワードとかエクセルって話があったんですけど、ほかにどういうものを想定してみるのが教えてください。

意（3） ワードとかエクセルもそうですし、今回、選挙のときにたしかイラストレーターじゃないとデータで持ち込めませんよっていうのがあったと思うんですけど、そのイラストレーターを私たまたま持ってたのでイラストレーターで提出させていただいたんですけど。そういったものも含めて考えていけるといいと思いますけど。

イラストレーターちょっと高いので、サブスクでも1年、月単位があったのかちょっとよく覚えてませんが、そこまで政務活動費で使いたいと思われる方がみえるのかどうか。ちょっとそういうことは分かりませんが、そういったソフトもあるので、例えば選挙のときにそれしかできないとやっぱりそのときだけでも使いたいという方がみえるかもしれませんし。

意（13） いや、選挙のためには使えないと思いますので。今イラストレーターという話があって、私はイラストレーターに関してはこれは別に議員活動としては必要かどうかというところはまた今後議論すればいいと思うんですけど、イラストレーター以外にもそういうアプリとかそういうものはどういふものを想定してみえるのか教えてください。

意（3） それがここ大事ですかね。サブスクリプション今持って帰って皆さんで考えてきたらどうですかって言ったのは、このサブスクリプションっていうのは、私はそのアプリ、ソフトを考えてます。ワードとかエクセルとか、パワーポイントも含めるのかもしれませんが、あとイラストレーターとか。イラストレーターは要らないとおっしゃられるかと思いますが、あれは資料作成ソフトとしてはすぐれているので資料をつくられるときには使えるし、そうじゃなくても、サブスクリプションのキャンバとかそういうのも資料作成ソフトとして使えます。

また、それと別に電子的な新聞だとか地図だとかそういったのもサブスクリプションですので、一度皆さん持って帰っていただいて専門家の意見なども取り入れて聞いていたほうがいいかなと思うんですけど。という話をしていますけど。

委員長 ちょっと整理をさせていただきますね。

サブスクというものをどういう取扱いにしましょうかという私からの問いかけで皆さん方にお答えをいろいろ書いていただいたんですけども、やはりその中でも、今、神谷委員が言われたみたいに様々なものはあるわけですよ。

で、先ほど書籍に関して、単発買いに関してはもう皆さんオーケーだよという話をしましたんでそれは置いて、例えば、サブスクの中には書籍見放題みたいなものがあったりだとか、それから雑誌もそうですけど様々な雑誌を見放題できる。これはアプリを落として、そのアプリに対してのサブスク料が結局かかっていくというタイプのもので、そういったものもあります。

それから、ワードだとかエクセルだとか一般的にいうとソフトになるものですよ。そういったものに関しては、例えばそれをとることによって、例えばスマートフォンを含めて3台まで使えますよと。例えば、このタブレットとス

マホと自宅のパソコンと、とって3台使えるということになった場合に、実際、ではそれ満額、政務活動でいいんですかっていう考え方もありますよね。例えば自分の個人的な活動、例えば毎月、市民の方々に出してるっていう方々は、それ政務活動費、通常使えませんよね、個人のものは。個人でやる活動報告なんか。だからそういったものも、でもワードで作りましたとかエクセルで作りましたって言った場合にどうするんですか。全額これ政務活動費でいいんですかっていう話なのか、あるいは、半分議員のほうを持つべきだとか、3分の1持つべきだとかっていう考え方もありますよね。

だから、様々なものが存在するんですよ。ですから、それを整理整頓して決めて決めないとなかなか決まらない話になってしまいますので。先ほど黒川委員だったかな、他市の例、岡田委員だったかな、他市の例もっていうことを言われましたけど、他市はほとんど手つけてないですわ。電子書籍すらほとんど手つけてないです。というのは、すごい面倒くさい話なんです。今言ったみたいに、このソフト、このアプリはどういうバランスで政務活動費と個人と分けましょうとかっていうのは、例えば、今まで様々な政務活動費についての裁判とか行われてきた中でいうと最大でも半分ですわ。半分以上自分で持ちなさいっていうので大体おおむね決着がついてると思うんですけども。そういう考え方で端的にやっていくということでもいいですし、だからといって政務活動費が余るほど皆さん方それぞれが持ってるわけじゃないんで。ただ、もうここはきちんと切り込んでいかないと、先ほど13番委員が言われたみたいに、本当に紙ではもうなくなっていく時代の中で、当然これはもうここまで踏み込んでいかなきゃいけないところであることは皆さんこれ共通した理解だと思うんですよ。

だから、議会改革特別委員会でなぜこれが議論されてるのかっていう、もう一回立ち返っていただく。それは何かといたら、このタブレットをどうやって生かしていくのっていう話なんですよ、基本的には。そうでなければ、これも例えば議会運営委員会だとか全員協議会でも何でもいいです、ここでこうやって突き詰めた議論をしていくというのはあんまり必要ないんですよ。

やっぱりタブレットを皆さん方の自分のものとして使いこなしていただい

て、それを議会活動にいかにかかしていただくのかということがすごく大事なところなんで。

一応皆さん方、検討すべきだという統一的な御意見だと思いますけど、それはそれでよろしいですかね。

意 (11) サブスクっていうのはいろんな意味でこれからも利用頻度が多くなるとは思いますけども、先ほど言いましたように、これが公務なのか政務なのか、それから私的に使ってるのかっていうのは、本当に分からない部分が不透明なところがたくさんありますし、前例もあまりないものですから、これはこうだ、これはああだっていうことになると、大変細かな作業になってしまいますので、本当にサブスクというのの利点はどこにあるのか、政務活動費のどう運用基準として盛り込んでいくか、そういうものをこれから一緒になって検討していただいで進めていくべきだと、そういうふうに思っておりますので、今後の課題にしていただければと思っております。

委員長 ちょっとちなみになんですけど、今、御自身でマイクロソフト 365 をこのタブレットに落としてる方って見えますか。

議長、落としてますよね。

「変えちゃったもので、すいません。」と発声するものあり。

委員長 ああそうか。私も、落としてますけど、当然それはもう3台落とせるんで使うようにしてるんですけども、実際は、これは今、神谷委員も私も個人の支払いでやってるわけですよ。

だから、個人で支払ったものを事務局に行ってこれ使いたいからこのソフトを落とせるようにしてくれっていうふうに言えば事務局がオーケーって言えば、それは今でも可能なんですよね。皆さん方が申入れて、そういうソフトをこういうふうに使うんだということが分かるものであれば可能だと思います。

それを政務活動費のほうでも賄えることができるのかどうするのかっていうことが今からやっていかなきゃいけない議論だということになります。

それと、先ほど書籍単品はオーケーけども書籍のサブスクで見る書籍に関

してはどうしますかってのいうのは別の話ですからね。サブスクの中には書籍も入りますし地図もあります。新聞も入ります。それから、先ほど言ったソフト、アプリ、そういったものも全部入ります。そういったものをどうしますかっていう話をまず御検討いただきたいということ。

それから、それに対して、政務活動費、要は全部議会の活動のために使うんだということであれば100%で構わないと思うんですけども、そうじゃないことがもし想定されるものであるのであれば、議員の按分をどうするの、個人的な支払いの部分をどれぐらい持って行くのっていうことも当然必要になってきます。だから、サブスクが使えるようにするかしないか、それから支払いをどうするのか、その辺のところを分けて考えていただかないといけないのかなというふうに思います。

何か御意見ありますか。これどちらにしてもこちらでは決まらないと思いますんで、今言ったような部分を次回までにまた御検討いただければということになるんですけども。

何か言っとかなきゃいけないこととあってありますか。

意(11) 委員長が提案されたみたいに、サブスクを利用するかしないか、その許容範囲はどうするのか。二つか三つの視点で提案すればいいということでもよろしいでしょうか。

委員長 そうですね。ほかに何かありますか。

どっちみち今言ったように、今日はこの件に関してはお持ち帰りをいただいて次回またお聞きしますんで、そのときに皆さん方がきちんと御意見を出しやすいようにここでしておかないと違った議論になってしまいますんで。

意(13) 私サブスクのこと本当によく分かっていないので、逆に何かサブスクで、こういう書籍とか雑誌とか新聞とかは分かるんですけど、さっき言ったアプリとかソフトとかそういうものが具体的にどう役に立つのかっていうのが、どういうふうに使われてるのかもよく分からないので、具体的にこういうソフトはこういうのに使われて政務活動費として適当だと思います、みたいなのを、今後サブスクを入れたらっていう方については、逆に先にお示しいただければ検討できるかなと思うので。どうでしょうか。

意（3） サブスク、アプリとかもそうなんですけど、あとクラウド、自分の作ったデータを入れておくクラウドもこれからデータが増えるにつれて考えていけないといけないと思うんですよ。無料でできる部分もたくさんあって、そういったものを使ってもいいですけど、例えばうち市政クラブで同じ人たちがいろんなことを何かをやりたいといったときに、一つのクラウドの中でいろんなことができるようになったりすると便利になるのかな。一人会派の方はあんまり関係ないかもしれませんが、会派の中で資料を一つ作成するにしても、クラウドがあって、そのクラウドの料金がかかるというようなことも考えられるので、そういったことも皆さんで議論の中で進めていってほしいなと思います。別に今すぐすごい必要だから政務活動費を使えるようにしてくれっていうことではなくて、もうこれから先さっき言ったみたいに紙の資料がなくなっちゃってきてもみんなとそのデータを共有するときに、どんなものが必要でどんなことが要るんだよっていうのも考えてっていただきたいなと思っています。

意（13） だから、今直子議員がおっしゃったように、そうかそういうのもあるんだと私も今聞いて思ったもんだから、そういうのを先に示していただけたらなと思います。こういうものはサブスクで必要だ、こういう理由ですよ、こういうのもサブスクで必要でこういう理由ですよっていうのを逆に教えていただけたらなと思っています。

委員長 それはあんまり意味がないと思うんですけども。教えてもらってってつか、そのソフトだとかアプリだとかっていうものをサブスクでこういうものがありますよって話じゃなくって、政務活動費でサブスクを使えるようにしましょうかどうしましょうかって話ですから。だから、例えば私が使ってて便利なソフトがありますとか便利なアプリがありますよっていう、それは単純にそこでの御紹介の話であって。

意（13） いや、私は別に今後のことを考えるとサブスクは全然取り入れていかなければやれないと思ってるのでそれはいいんですけど、じゃあそのアプリなりソフトなりで、どういうものが政務活動費に使えるかっていうところを検討しないといけないと思うんですよ。だからそういうのを具体的に示していただいたほうがいいんじゃないかということをお願いして。例えばワードとか

エクセルって言ったらみんなそうだねって言うかもしれないし、今言ったクラウドについてはいいっていう議員もあれば、いやこれは違うんじゃないかっていう議員もいると思うし、だからそれはやっぱりいろいろすごくいろんなサブスクってあると思うので、じゃあサブスク全部いいですよっていうことにはならないと思うんですよね。変な話、サブスクって服とかでもサブスクとか借りるやつとかもあったりするし。

だからそういうのを考えれば、サブスクの中でどういうものを政務活動費として認めていきたいと思いますかっていう話にならないのかなと思ってるので、それを事前に聞いたほうがいいかなと思うんですけど。全く違うっていうやり方で、じゃあどういふうに進めて、先ほど言ったように。じゃあいいですよ、それならそれで。ただ、私はサブスクはどういうものを皆さんがやりたいって言うてるのかがよく分からないから、それはやっぱりそれがいいのか悪いのか、サブスク自体を全部認めるってことはないと思うので、サブスクの中で何を認めるのか認めないのかっていうのも考える必要があるんじゃないのかなと思うんですけど違いますか。

委員長 ちょっとよろしいですか。少し勘違いされてるところあるかもしれませんが、ここが、このソフトはいいか悪いかって決める場所じゃないんですよ。そういう話をしてるわけじゃなくって、サブスクだから全部いいって話をしてるわけでもないんです。あくまで、今でもそうですけど、この書籍はいいけどもこの書籍は駄目っていうことをどっかで議論してますか。いい書籍だけこの本棚に並べてくださいって話をしてるのと一緒ですよ、今言われてるのは。そうじゃなくって、私が聞いているのは何かっていうと、例えばですよ、アクロバットって見るだけのソフトってフリーですよ。だけどあれを編集するためのソフトってのは有料なんです。で、例えば、我々がいつも使ってるサイドブックスのB面、私はB面と言っとるんですけど、要は議会でやってる部分じゃなくて裏側の本棚が自由に使えるじゃないですか。あそこに上げとけば、取りあえずは自分の本棚として使えるわけですよ。あそこの中に入れておくにしても何にしても、あれ今回でも全部消えちゃいますよね、今回、これ変えた段階でB面の側は全部消えちゃってるんですよ。

同じように、例えば、先ほど神谷委員が言われたみたいに、仮想空間に置いておくって自分の部屋を1個つくる。そうすることによって、例えば、タブレットでも見れるし、それから自分のパソコンでも見れるし、それからスマートフォンでも今見れるということになりますし、たとえこのタブレットが破損しても自分のデータに関してはとっておくことできるわけですよ、その仮想空間に。そのための空間の利用料というものがサブスクで今使われてるんですよ。

結構、例えば、データが大きいもの、例えば写真であったりだとか、図面であったりだとか、ああいったものってデータがでかいもんですから、無料の部分でいうともうすぐいっぱいになっちゃって、それをちょっと要は箱を大きくしてもらうためには、月々幾ら払わなきゃいけないかということもあります。そういう利用が一切ない人は必要ないんですよ。

だから、どういうふうに使ってるかっていうことを、今、多分、神谷委員もそうですし、ほかの方々もよくスマホにしてもタブレットにしてもよく使われてる方は、今使ってる自分のこのアプリとかソフトがこれ政務活動、要は議会にも使ってるから政務活動費で何とかならんのかなと思うものがあればそれは全部対象になるということで、ソフトとかアプリでいうなら。自分が本屋さんに行って欲しい本を3冊買って持ってきて、よくよく見たらこれ議会ですごく役立つもんだと。だからこの1冊は政務活動費で何とかならんかなと思うのと同じですから。今やられてることが政務活動費で使えるかどうかっていう判断をするためにサブスクがオーケーかどうかということを決めてくださいねっていう話してるんです。よろしいですかね。

議長 すいません。やっぱり、何かちょっと議論が行き違ってるところがあるかなというのを感じて。先ほど神谷議員も言いましたけど、サブスクってのは、僕の考えでいくと支払い方なんです。支払い方なんで、それはそのアプリと書籍の話で今ごちゃごちゃになってっちゃうんで、あくまでもそのアプリ、ソフトを認めるかどうか。サブスクっていうのはその支払い方を認めるかどうかっていうことで考えていかないと、ちょっと話が皆さん、多分同じ方向で行ってるんだけどそこでちょっとすれ違っちゃうてるのかなと思うんで、そういっ

たことも整理してほしいかなと思うのと、あと実は昨日ちょっと議長会のほうがありまして、そこでみよし市さんの政務活動費に関わるというものの資料をいただきました、手引きを。その中で、政務活動の考え方ということでいろいろとちょっと図に書いて分かりやすいものがありますので、これもあくまでもみよし市さんの例ですけど、こういったものもまた御提供しますので、参考にさせていただければと思います。

委員長 ちょっと僕の整理が下手くそすぎてよく分からなかったかもしれませんが、基本的には、サブスクというものを考えたときに、それを政務活動費での支払い対象とするのかしないのかということ。

で、その部分でいうと、例えば、先ほど言った書籍でも見放題とかっていう書籍、ああいったものなんかは、結局サブスクが多いんですよ。でもそれは本当に、じゃあそれ政務活動費の中に見放題で漫画まで入っちゃってるけどそれ見放題でいいのっていう話に当然なるわけですよ。

ただ、そういうことがあるのと、それから、新聞とか地図、これ定期購読とかいうような形になっていきますので、それについては、その支払い方がサブスクという形だけでも、それいいのかどうなのかということになると思うんですよ。

それから、そういうような一般的には紙として現状まだあるものを、電子的なものに関して支払いがサブスクになってるものをどうするっていう話、それが一つ。

それから、ソフトだとかアプリだとかそういったもの、議員活動として使っていくというものに関して、例えば、私はこれは政務活動費で使ってないですけど、スキャナーで写真を撮ると自動的に補正してくれて、斜めからとっても真っすぐにしてくれて全部クリアに明るくしてくれて。特に講演会とかなんかで使うんですけど、そういうのは写真に撮れば全部、例えば講師が書いてくれた黒板そのまま、どんな斜めの方角に座ってても撮れるっていうソフトがあるんですよ。そういったものなんかはやっぱものすごく使うんですよ。

だから、そういうのもありますし、ワード、エクセルだけではありませんし、そういったものも使えるのかもしれないですよ。それから、例えば、これほど

この議員さんだったかな。地震予報みたいなソフトがあって、震度、マグニチュード6以上震度3以上だと、例えば自分が今そこにいるところに対して、何分後とか何秒後に揺れが来るっていうのまで分かるソフトらしいんですけど、そういうのを入れてると。もうそれは地震大国日本に住んでる限りは議員としていち早く知って動けるようにしとかなきゃいけないっていうのもっともらしいことを言ってみえましたが、その方は。それもサブスクなんですよね。

だから、どういうソフトを許すか許さんかっていうと、今の話聞いて、そこまではちょっとっていうふうに思われた方も多分いると思うんですけども、そういうような、結局、ソフトとかアプリをどうしますかということですよ。

先ほど議長が支払いの方法だと言われましたけど、その支払いに関しては、支払いの方法をサブスクがいいよ悪いよっていうのは、サブスクをいい悪いでもうそこで済んでますから。そこは駄目って言えば支払いの方法とか何とかっていうことは関係ないじゃないですか。だからもう1個大事なことは、要は、100%政務活動費にしちゃうのか、議員按分もしっかり見るのかどうするのかっていうこと。その3つぐらいじゃないですか。

サブスクをよしとするのかどうなのかっていう部分はよしとするっていうところで、ここでまず皆さん方が統一的にオーケーしていただけるのであれば、それをどうやったらより皆さん方が納得感のあるオーケーになるのかということのために、書籍だとか地図だとかそういったものと、それからアプリとかソフトといったものをどうしますかっていうところで分けて考えていただく、そのあとにね。それから、次に、支払いに関しては100%政務活動費で落としていいよという話にするのか、それとも、やっぱり議員の個人的な活動にもそれを利用されるのであれば、やっぱりある程度一定の額は議員負担にすべきじゃないかというようなところも考えていかなきゃいけない。そういう整理ができるのかなと思うんですけども。

で、次回までに皆さん方また考えていただければいいと思うんですけど、どうですかね。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 一度、また事務局さんと相談をしながら4つぐらいに分けるのかな。

でも先にサブスクつくっていう、そういう支払いというものが今も当然ありますし今からまた増えてくことが多いと思うんですけど、それに対して政務活動費が使えるようにするっていうことに対しては御異議ないですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 よろしいですか。

それでは、それはよしとすることにして、どうやったらそれを政務活動費として、ここだけじゃないですよ、ここで話さなきゃいけないのは、市民の方々が納得できる使い方にするためにこういう運用基準があるんですよっていうものを示さなきゃいけないですから。ですから、先ほど言ったように書籍だとか地図だとかそういったもの、それからアプリだとかソフトだとかっていうもの、それから仮想空間とか何かのそういう利用料、そういったぐらいに分けさせていただいて、それぞれそれをよしとするのかどうするのかということで、よしとする場合には、政務活動費を100%にするのか、議員の個人の支払いと折半にするのかどうするかというようなことを皆さん方のほうに問いかけるような形でまた出しますので、それに対して皆さん方から御意見をいただけたらというふうに思いますけど。よろしいですか。それぐらいに絞っておかないと何も決まらないですよ。

よろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 では、そのようにさせていただきますので、基本的にはお持ち帰りということで。

ただ、サブスクを基本的には可とする。で、可とするための運用基準を今後今からやっていきたいと思いますということですのでよろしいですね。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、次に、備品についての協議をお願いしたいと思います。

この件については会派で意見が分かれておりますので、各会派の御意見の発表をお願いしたいと思います。

まず、市政クラブさん。

意（11） 前回もお話ししたと思いますけど、やっぱり備品ってなりますと資産なりますし、やはり基準的には消耗品というものが基準になろうかと思っておりますので。消耗品に関しては、政務活動費の運用に準用するかなと思っておりますので。

パソコンであるとかタブレットであるとかそれ以外の資産になりそうな備品は、それは対象外だと私は思っております。

委員長 次に、公明党さん。

意（5） 公明党としましても、備品については現行どおりということで不可といたします。

委員長 次に、日本共産党さん。

意（12） 先回のとくにプリンターの価格が大分安くなってきているという、トナー代より安い場合もあります。そのぐらい安くなってきているので、私もそういった安いプリンターに関しては考えてもいいのではないかなと思っております。

委員長 次に、高志クラブさん。

意（8） 備品については不可。従来どおりでお願いします。

委員長 次に、高浜市民の会さん。

意（13） 皆さんこれタブレットも政務活動費で使っておりますので、やはりこういう今先ほどから話があるように、もう紙媒体が減ってきてこういう機器が必需品となっております。必需品となっているけど、今までは備品の5万円以上のもので高額だったかもしれませんが、やはり今5万円以内で購入できるってということもありますので、ぜひこれは事務その他の経費に入れていかないとDXの推進と我々も言っておりますので、ぜひそういうところも政務活動費

としては認められていいのではないかと思っております。

それでちょっと改正案のところで、ごめんなさい、これ、私、誤記があります。記録媒体等の等を消してください。「記録媒体・記録媒体等の消耗品」ということでお願いしたいと思います。以上です。

委員長 新政会さんは後で聞きます。

次に、清風会さん。

意（9） 備品については不可ということで。理由は、改正する必要性を我々は感じないってということで、さっき言われたタブレットも貸出ししていただいているわけですので、それ以上、特に必要ないのかなって考えています。

委員長 次に、凜々会さん。

意（7） すいません、ちょっと書き忘れてましたが、従来どおり不可でお願いします。

委員長 それでは、最後に新政会さん。

意（14） 私は備品については不可で結構だと思いますけれども、ただ、プリンターだとかそういったものなんかは、金額が基本的には備品は5万円以上が備品の扱いですので、それ以下のものがいわゆる消耗品ということですので、プリンターなんかをそういった5万円以下のものだったら購入できる。

ですから、備品で金額以下のもの。備品は駄目でいいんですけれども消耗品だったらいい。そういうふうな形の取扱いにしていきたいと思います。

委員長 会派の数でいうと、今、可とするのが3、不可とするのが5ですけども、これちょっと議論のレベルの中で私が気になったのは、消耗品だとか備品だとかっていう話で話を決めていくのか。そうすると、それは例えば、役所に準じて、例えばこの金額が消耗品ですよ、この金額は備品ですよとかっていうふうに決めていくのか。それとも、例えば、議員というのは任期があるわけですから、任期が終わった後に自分の個人的な資産になるという考え方に基づいて考えていくのかっていうのは、ちょっと意味が違ってくると思うんですね。

だからその辺のところの食い違いってのは大分この中にはきっとあるのかなって気がするんですけども。そこら辺のところを踏まえてちょっと御意見を

伺わしていただけるかなというふうに思うんですが。例えばですけど、役所におられた経験のある方は分かると思うんですけども、結局、決裁を待ったらいつまでたっても買えんと。買えんとこの仕事がやれんと。これ会社でもよくある話だと思うんですけど。そうすると、このレベルの金額まではあんたたち自分たちでもう決裁して買いなさいよというようなことでやっているのが一般的だと思いますよ、役所だけではなくって。ある程度の会社はそういう判断でやってると思います。

だけど、ボールペン1本買うのでもやっぱり社長までがオーケー出さなきゃ買わせないという会社だって当然ありますよ。だから、その辺のところはどういう取組でやってるんですかっていうことがしっかりしてれば別段どちらでもいいんですよ。

意(13) 時代が大分変わってきてると思うんですけど、私の考えとしては、先ほど自分のものになるっていう話があったんですけど、やはりもう四、五年たつとパソコンもはっきり言って買い替えないと使えないような今状況だと思うんですね。私もこの間も議員になってからも動かなくなってきた買い替えなきゃいけないということで。逆に言えば、もうパソコンがなければ議員の仕事全く今できない状況になっているので、必要性がないって先ほどおっしゃってる話があったんですけど、どうやって一般質問とか作ってるのかなというのを個人的にお伺いしたいなと思うんですけど。そういう意味で私はもうこれ必需品ですよ。

前、知立の議員さんでしたかね。こちらに来て研修していただいたときにおっしゃってたのが、やはりこのタブレットだけでは無理じゃないかっていう話で、パソコンとかも持ち込んでやってますよって話があったと思うんですね。私ももうこのタブレットだけでこの議会をやってくっていうのは本当に無理な話で、特に決算とか予算とかなんていうのはもう結局全然追いつかないんですよ。一般質問だって絶対作成にパソコンが必要だしっていうことを考えると、やはり今私はいろんなものを家でもいろんな資料、これは必要であると思えばコピー機で打ち出したりしてるし、パソコンは本当に必需品で仕事で使ってるっていうことを考えると、時代も変わってきてるしパソコンの寿命自体も変わ

ってきてますよね。市だってそうやって買い替えてるわけですから。

そういうことを考えれば、パソコンやコピー機についてはもうこれ私は必需品だと思ってますし、それについて市民の方が、いやそれは政務活動費じゃないって言うふうには思わないんじゃないかなと思うので、ぜひこれは入れてもいいんじゃないかという考えです。

意（11） 私どもは報酬というものを市民の皆さん方から頂いておりますし、政務活動費も別枠で頂いておりますし、そういう面からすると、パソコン、プリンターというのは一個人の資産になるという考えを持っておりますので、こういう日常的に使うものである、それから政務活動に使うものでもあるものですが、あくまでも私どもはそういう形で皆さん方から頂いているお金で活動しているわけですから、それは自分の資産として取り上げて買っていただくというのが通常、市民の皆さん方が考える考え方ではないかと思っておりますので、やはり備品については政務活動費が使えないと。だから、消耗品についてはそれは仕方がないねという御理解がいただけると思っておりますので、備品については資産という考え方で、これを入れるのは、私は反対しております。

意（3） 今の倉田議員の話だと、サイドブックスをアイパッド1台では見れないって話と、パソコンを備品として政務活動費を使って購入して下さって話とごっちゃになってると思うんですよ。

サイドブックスで確かにアイパッド1台で決算や予算の委員会を乗り越えるのは大変だなって私も思うので、それは、サイドブックスのパスワードとIDを開放していただきたいなと思ってますけど。それと、パソコンを備品として政務活動費を使わせて下さってという議論とはちょっと違うと思うのでそのあたり分けて考えていただきたいと思います。

意（13） ちょっとごめんなさい。私今直子議員のおっしゃったことが全然理解できてないと思うんですけど、いわゆる、もうこれちっちゃくなりますよね、見るのも、アイパッドだけだと。例えば2つ資料を合わせたいって言うときは。私はやっぱり今後はもうパソコンを、全部電子化でやりますって言うんだったら持ち込んでやらなければいけないと思うんですよ。今でも私はこれは全然できないから、いちいち全部プリントアウトしてやってるわけであって。

だから、パソコンを私は今後、議場にも持ち込むような形にしてほしいと思っておりますし、個人的にはもうパソコンがなければ、前も言ってるように各会派室もなければ私たちはパソコンも提供していただいていないわけですから、各個人で皆さん多分買わなければ、これ多分、逆になればやれない仕事だと思ってるし、今はそこまで高額なものでもないしっていうところで。なので私はもう入れてもいい時代じゃないのかなと思ってますけど。

意(14) 先ほど市政クラブのほうは、消耗品はいいけれども備品はいけない。その基準というのは、基本的には備品は幾ら以上が備品ですよ、いわゆる減価償却するわけですからね。減価償却しないものは消耗品で単年度で落としちゃうわけですので、そういったものは。その区別が備品と消耗品の区別じゃないですか。

ですから、僕はプリンターを、先ほどそれを耐久消費財みたいなもんだで耐用年数があるからという話なんですけれども、今プリンターなんかでも1万円以下で買えるプリンターなんかあるわけですね。

そうすると、そういったものを、じゃあ駄目だっていうのがいいのか。僕はやっぱり法律や何かで決まっとるみたいに、いわゆる備品は、何が備品ですよ、幾らの金額で決まってるわけなんですけれども、それ以外のもの、いわゆる消耗品で買える金額のものだったら、僕はプリンターでも買っていいと、そういったことを言ってるわけですね。

ぜひ、長いこともつで駄目だとかいう話じゃなくて、そういう具合で消耗品と備品、その区別をきちっとする。ですから僕は備品は不可でもいいということ言ってるんです。

委員長 ほかにも。

意見なし

委員長 それでは、これも今日この段階で決定することは難しいと思いますんで今出てきた御意見をちょっとまとめていきますと、基本的には議員を辞めた場合の備品の取扱いに対してどうするのっていう話ですね。もし、備品がオ

一ケーということになれば。

「だから備品は駄目でいいんですよ。」と発声するものあり。

委員長 だから、例えば、それは、今、14番議員が言われたことはそうです。多分消耗品として支出しても物は残るわけですから、それ自体をどう考えるかということですよ。

で、あとは充当してもいいよということになった場合でも、やはり議員の自分の按分はどうするんですか。100%政務活動費でいいんですか。例えば個人的な議員活動で使う場面が一切ないと言うのなんかは誰も見えないじゃないですか、そういうのって。そういったものをどうするのか。先ほどのサブスクと同じ考え方ですよ。その辺のところはどうするのかっていう話ですよ。

それから、例えば後援会活動だとか選挙活動だとかそういったところにも使われる可能性があるだろうというのは、これ人がそうやって考えるのは全然ゼロではないですから、確実にそうやって考える方が見えるわけですので、その辺のところをどうカバーしていくのか。入り口でカバーするのか出口でカバーするのか。どういうことかっていうと、入り口って何かっていったら、先ほどからお話しされとるみたいに、5万円以下のものだったらいいじゃないかと。そういう考え方で高浜市議会はやってますよっていう入り口論でいくのか。幾らでもいいけども、議員がたとえ1,000円のものも半分負担してますと、5,000円のものも半分負担しますという出口の部分で御理解をいただくのかということもあると思うんですよ。

その辺のところも含めて、もう一度皆さん方のほうで御検討いただきたいというふうに思うんですけども、どうでしょう。

よろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 非常に難しい話ですので、金額ベースというのはすごく難しいですか

ら、今どきですから様々な例を言われることがある。例えば、今変わっちゃいましたけど、昔私の近所の車屋さんは車1万円で売ってました、乗用車。これ金額でいえば消耗品ですよ。そうじゃないですか。

あとはもう1個言えるのは、例えば、どうせ使うのであれば、安くてもすぐ壊れるもんじゃなくって少し高めのものもいいけど、それは政務活動費ではなかなか難しい。だけど、リースなら買えるっていう場合はどうしますか。リースはオーケーっていうことにしますか。残余期間は個人で払っていくんですよ、多分、考え方ですよ。

そういう、結局、電子機器だとかそういったものっていうのはリースも当然発生しますから、だからそういう支払いもどうしますかということも当然考えてもらわなきゃいけない。様々なことを考えてつくっていかないと運用基準ってできないですから。ぜひそういうところも踏まえて御検討いただけたらと思います。

備品についての可か不可かっていうことを決めてからっていうのは次回にしたいと思います。決めてたとするのであれば、じゃあどうやってやってくっていうことまで皆さん方にまたお問合せをさせていただきますので、それについての御返答いただければと思います。

よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

(2) 運用基準の見直しについて

委員長 それでは、あとこの運用基準の見直しのところで、福岡委員のほうから意見が提出されておりますけども、これは先ほど言われたやつですかね。

「はい。」と発声するものあり。

委員長 じゃあここはもう抜いちゃって大丈夫ですか。

「はい。」と発声するものあり。

委員長 はい、分かりました。

それでは、運用基準の見直しについてのところですけども、基本的に皆さん方全部同じところで、市政クラブさんは入ってなかったですけど、ほかのところは全部、各派会議のところの削除ということで意見が一致をしてると思うんですけども、市政クラブさんよろしいですかね。

異 議 な し

委員長 ほかの方々もよろしいですか。

これ開催されてないものだから削除するよということによろしいですかね。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 では、この運用基準の見直しについては、「各派会議を開催していないため、各派会議又は」を削除させていただくということで決定をさせていただきます。

それでは、次回の議会改革特別委員会ですけれども、これで 12 月定例会が始まってしまいます。12 月定例会の前というのはまた皆さん方もいろいろとお忙しくなるというふうに思いますし、終わった後っていうのはもう年末になってしまいますので少し時間が空いてもよいという考え方でいくのか。例えば、定例会のどっか皆さん方が出席されるところの何かの会議の後にくっつけてやるのかということですけども、この辺、御意見ある方いらっしゃいます。

意 見 な し

委員長 もし、いろんなことが決定していくのであれば、お金に関わってくることもありますので、できるだけ早く決めていかないと。いつからスタートっ

ていうのは一番早くて4月からのスタートで進めていくから、これに関しても、そのスタートで考えればそんなにまだ急がなきゃいけないというところではないんですけど。

では、日程については改めて御連絡するという形でよろしいですかね。

異 議 な し

委員長 それでは、改めて御連絡を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

もし、本会議中の開催っていうのは、やめたほうがいいですよ、皆さん方。ちょっと難しいですよ、なかなか。終了時間が分からん中で決めるとなかなか難しいもんですから。

また後日連絡をさせていただくということにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ここで、神谷委員から発言を求められておりましたので。

意（3） 先ほどの政務活動費ですけど、1週間か2週間ぐらい前に皆さんの御手元に議員賠償責任保険というチラシが入ってたと思うんですけど、こういった保険についても一度考えていただけないかなと個人的に思っておまして、議員活動中の賠償事故は個人賠償責任保険では保障されませんということで議員のための賠償責任保険、これも政務活動費に入れるといいなと思っているので一度検討していただけないかなとお願いを申し上げます。

委員長 これもちょっとほかで例を聞いたことがないんで恐縮なんですけども。

今言われたのも僕がチラシを見た限りでいうと、月々1,650円ということは、よっぽどの議員さんが入られてるんですよ、その金額でやれるってことは。

だから、多分今の時代なもんですからあちこちでメディアでたたかれてる議員さんの姿を見る方は多いと思いますけども、それもあくまで悪いことをやった議員さんがたたかれるのはいいんですけど、そうじゃなくって、あらゆるトラブルに巻き込まれる可能性があるということが多分この保険の一番のみそのとこだと思うんですよ、今の時代が。そうやって議員活動をやっていく上で必要なものなのかどうなのかっていう判断、そういったものも当然今からの時代

やっていかなきゃいけないんだろうなということを思います。

それを多分、神谷委員はこれも入れてくださいって話を単純にするんじゃないのってことだ
くって、そういう議論をみんなでしたほうがいいんじゃないのっていうことだ
というふうに私は受け取って発言を許したんですけど。

そういうことでよろしいですかね。

「はい。」と発声するものあり。

委員長 またどっかでそれを議論できるような場面を設けたいと思いますので
よろしく願いをいたします。

それでは最後ですけども、ここで議長より発言を求められておりますのでこ
れを許可いたします。

議長 11月2日に市長から議長宛に、報酬審が開催されてその報告がありました。
した。

詳しい内容については後日、各派代表者会議のほうで報告させていただきます
ますが、議員報酬が4,000円から5,000円増額されるという内容になっておりま
すので、まずは御報告させていただきます。

委員長 年間ですか。

「月額です。」と発声するものあり。

委員長 議員報酬については議会改革の中でも皆様方と議論をさせていただい
たと思うんですけども、基本的に報酬審があるから報酬審の御意見を尊重しま
しょうということで、それであのときたしか議長が鈴木委員のときだったかな。

基本的に議員の報酬というのは議員の身分の保障の話ですので、やっぱりこ
ういったことは基本的には全会一致が望ましいというふうに思うんですけども、
それは皆さん方しっかりとまた考えていただければと思います。

議長のほうは、しっかりとした報告を出していただいて、それを各派で議論
するのか、それとも全協で議論するのか分かりませんが、議論の場は一度

とっていただけたらなということをお場でちょっとおわせておいていただきたいなと思います。

当然、報酬が上がるってことは議会費全体が上がるってことになりますので、それを予算要望していかなくゃいけないということになりますから、この中でこれが決定されなければ、予算は我々は出せませんので、こういう予算でお願いできんかなということをお局側に言わなくゃいけないんですから、その流れもよく知っとしていただければと思います。

それでは、今日の案件は全て終了します。

少し長くなりましたけれども、以上をもって、議会改革特別委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前 11 時 44 分

議会改革特別委員会委員長

議会改革特別委員会副委員長